

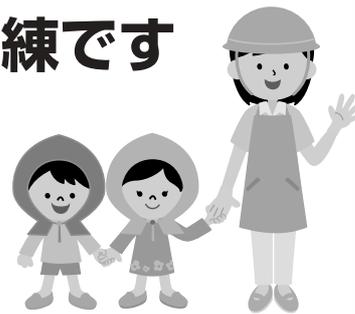
# 備えて安心 182

～南海トラフ地震などあらゆる災害への備え～

## 9月5日(日)は 黒潮町総合防災訓練です

今年度も南海トラフ地震を想定した黒潮町総合防災訓練を実施します。町全体の防災訓練は年に1回です。地震を想定して、実際に避難をしたり、地区毎の訓練に参加する行動がとても大切です。ぜひこの機会に参加しましょう。

訓練参加者には、黒潮町のバリエーション豊かな缶詰をお配りします。



### 訓練の内容

**訓練日時：9月5日(日) 午前8時30分～**

大雨などの気象警報発表時や災害が予想される時は中止します。  
新型コロナウイルスの感染状況によっては中止とする場合もあります。  
(中止の場合は、午前7時30分にFM告知放送にて周知します)

**午前8時30分頃**

サイレンおよび緊急放送を行いますので、お住まいの近くの避難場所に避難してください。

**避難訓練終了後**

避難終了後は、各地区で計画された訓練を実施します。  
※ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。



### 役場からのお願い

- ・避難訓練までに検温や手指消毒をして、ご自身の体調把握に努めてください。  
※発熱がなくても、咳や息苦しさなどの普段と違う症状がある場合は参加を控えてください。
- ・避難中には、人と人の距離を1メートル以上あけ、マスクを外して避難してください。  
注) マスクを着用したままの避難(運動)は熱中症の危険が高まります。
- ・各自、水筒などを持参して定期的に水分補給をしてください。
- ・集会所内などの室内で訓練を行う場合は、十分に換気を行ってください。



「新しい生活様式」を普段から実行することが重要です。  
災害はウイルスの収束を待ちません。その時に避難する行動が一番大切です。  
感染リスクを適切に避け、訓練を行い備えましょう。

○このページの記事に関するお問い合わせは、以下にお願いします。

本庁 情報防災課 ☎43-2188 佐賀支所 地域住民課 ☎55-3111

# 家具転倒防止等対策費補助金

黒潮町では、地震発生時における家具などの転倒やガラスの飛散による被害を軽減するため、対策をされた方に費用の補助を行っています。

## R3年度より補助金を大幅に増額しました

**補助上限額** ~~1万円~~ → **3万円**

※さらに、かかった費用の1/2という補助率を廃止しました

### ●補助対象者

町内に住所を有する方

※補助金の申請は、1世帯1回限り

### ●補助対象経費

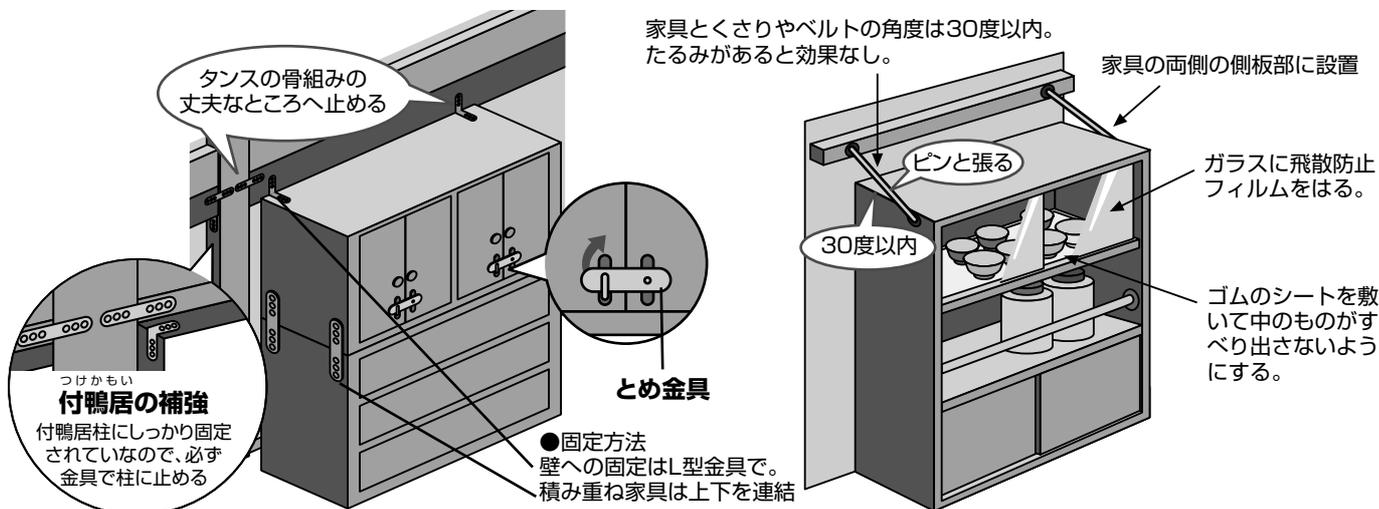
自宅の家具や家電の転倒を防止するための器具や、ガラス飛散防止フィルムを購入費、これらの設置にかかる費用

※借家などの場合は、住宅の所有者や管理者の承諾が必要です。

### ●補助の額

かかった費用の全部または一部とし、1世帯当たりの上限額3万円

※ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てます。



**重要**

**対象にならないものもありますので、必ず事前にご連絡ください**

○このページの記事に関するお問い合わせは、以下にお願いします。

本庁 情報防災課 南海地震対策係 ☎43-2188 📠43-2060

※令和3年3月31日までに、黒潮町家具転倒防止等対策費補助金を受けた方も、差額を限度として1回限り申請ができます。

# ガラス飛散防止対策について

## ●補助対象となるガラス

ガラスの種類が合わせガラスなどの飛散の恐れのないガラスは、対象になりません。合わせガラスなど以外のガラスが補助の対象になります。

※合わせガラスとは、2枚以上のガラスを強靱な中間膜で貼り合わせたガラスです。



## ●補助対象となる「ガラス飛散防止フィルム」

「JIS A 5759」ガラス飛散防止性能「A法」、「B法」を満たしているもの

「JIS A 5759」とは…  
日本産業規格「建築窓ガラス用フィルム」のことです

A法…台風などにより飛来物がぶつかったことを想定した試験

B法…地震を想定して窓枠をゆがませた試験

どちらか一方でも満たしていればJIS規格適合の表示がある商品もありますが、補助対象となるのは、上記A法B法どちらも満たしている商品です。そのため、ガラス飛散防止対策を行う場合は、使用するフィルムが基準を満たしているかどうか確認のできる資料が必要となります。

## 補助金の申請手順



### ～ 必要な書類 ～

- ① 交付申請書（借家などの場合、家主などの承諾が必要です）
- ② 経費内訳が確認できる領収書やレシート
- ③ 対策前後の写真
- ④ 高知県税の納税証明書または納税義務がないことの申立て書
- ⑤ 交付請求書

資材購入前に情報防災課に連絡

家具固定の実施

資材購入費のほかに、設置費も補助の対象になります。

※購入した資材の単価・数量など内訳のわかる領収書やレシート

※大工さんなどに設置を依頼した場合、その内訳がわかる領収書やレシート

【対象外】

- ・家具や照明器具などの買い替え
- ・感震ブレーカーの設置 など

申請書などの提出 必要書類①②③④

交付決定通知が届いたら、「⑤交付請求書」を提出

補助金の受取り